

玉城町不育症治療費助成事業について

♪不育症とは…妊娠しても流産、死産などを繰り返してしまう状態をいいます。

令和3年1月1日以降に終了した治療について → 所得制限が撤廃されました

■助成内容■

医療機関において受けた不育症の治療および検査に要した保険適用外の費用の一部を助成します。助成は、1夫婦あたり1年度につき1回限りとし、助成額は1回10万円を上限とします。

【対象外の項目】

- ・入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の不育症の治療に直接関係のない費用
- ・妊婦健康診査の助成を受けた不育症治療に関する検査および治療費

■対象となる方■

次の要件のすべてを満たす夫婦が助成の対象です。

- ① 治療日、申請日ともに夫婦双方または一方が玉城町内に居住していること
- ② 法律上の婚姻をしている夫婦及び事実上の婚姻関係にある夫婦であること（ただし、事実上の婚姻関係にある夫婦については、治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向がある者とする）
- ③ 治療の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ④ 医療機関で不育症治療の必要があると医師に診断され、その治療を受けた夫婦であること

■申請に必要な書類■

申請には、次のすべての書類が必要です。

- ① 玉城町不育症治療費助成事業申請書（様式第14号）
- ② 玉城町不育症治療費助成事業受診等証明書（様式第15号）
治療を行った医療機関へ作成を依頼してください。
- ③ 医療機関発行の領収書（原本）

■申請方法■

必要書類をすべて揃えて治療終了後60日以内に、保健福祉会館へ申請してください。

申請は郵送でも可としますが、必ず配達記録郵便または簡易書留郵便にて送ってください。

■助成金の支給方法■

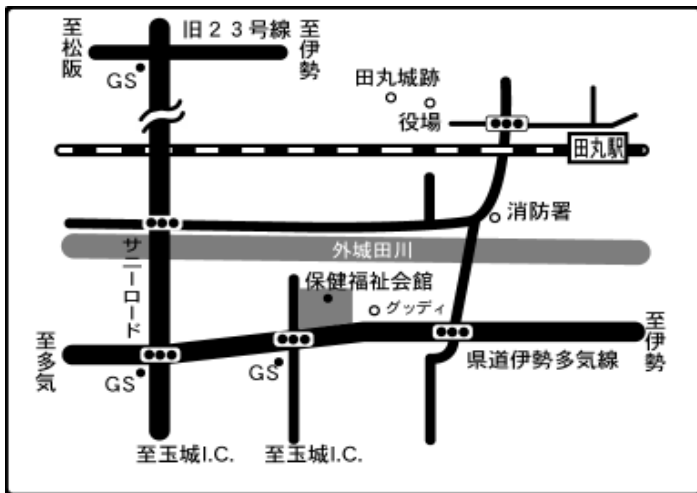
助成が承認された場合、申請者本人に通知し、申請書記載の口座に助成金を振り込みます。

※振込先口座は必ず申請者の銀行口座を記載してください。

■その他■

●やむを得ない理由により60日を超えた場合は遅延理由書を提出していただく必要があります。ただし、遅延理由書を添付した申請が可能なのは、治療が終了した日の属する年度内に限ります。治療終了日から60日を超え、かつ年度をまたぐ場合は、遅延理由書の有無に関係なく申請ができませんので、ご注意ください。

- 3月中に治療が終了した場合は、できるだけ3月31日までに申請してください。
- 治療が終了した日から60日以内なら4・5月も申請できますが、その場合新しい年度での申請となります。



お問合せ・申請先

玉城町役場 保健福祉課 地域共生室
 〒519-0433
 玉城町勝田 4876-1
 玉城町保健福祉会館内
 TEL0596-58-8000
 時間：平日 8：30～17：15
 ※火・木のみ 8：30～19：00